

# 中小企業等担い手育成支援事業

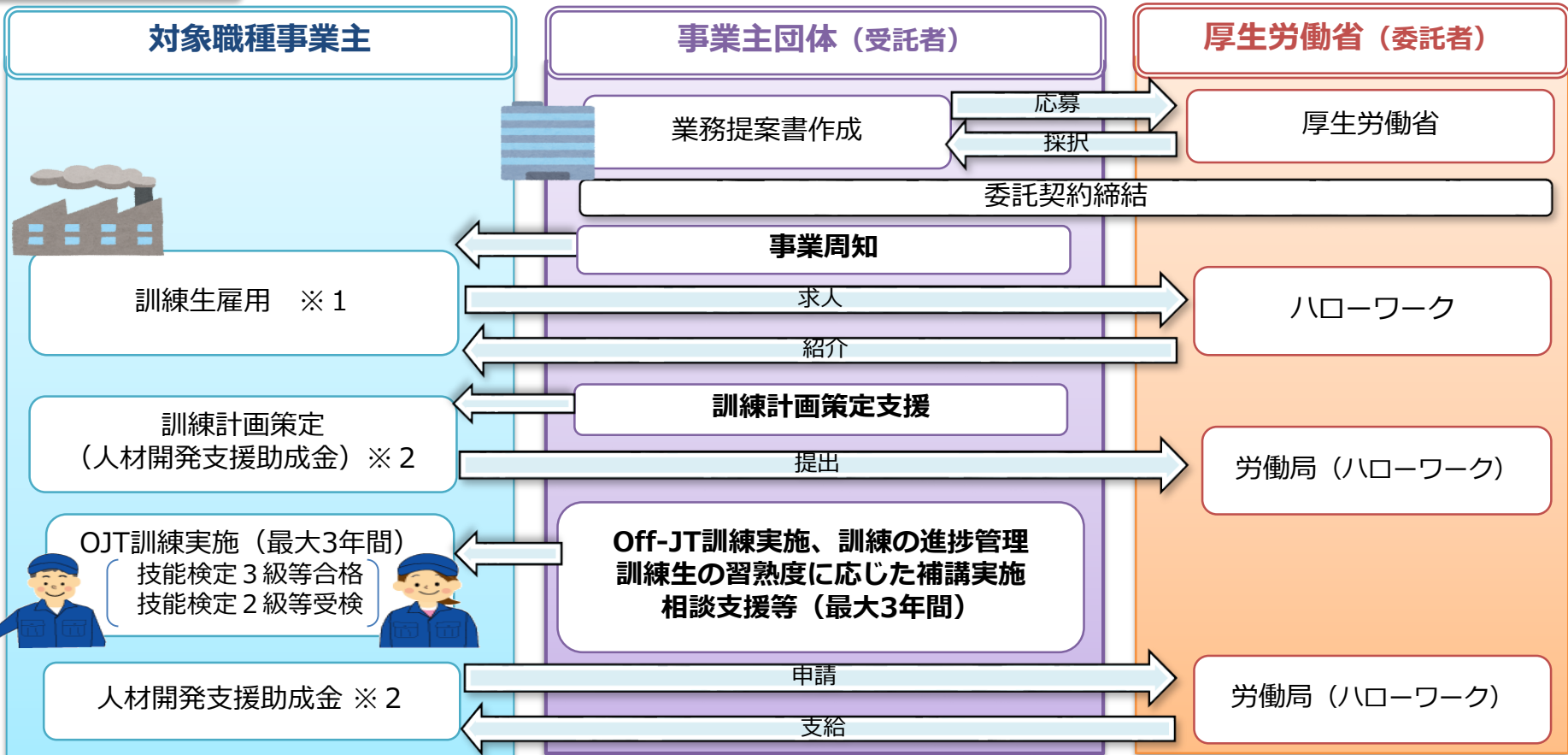
## 事業概要

雇用情勢の改善傾向が続き、人手不足感が強まっている業界の中小企業においては、一定のスキルを有する技能人材の獲得が難しく、人材の育成に取り組むだけの人的余裕やノウハウがないため、人材の確保・育成に課題を抱えている。

このため、業界が主体となって、中小企業等において、正社員経験が少ない労働者に対し、技能修得のための訓練（3年以内の雇用型訓練）の実施を支援することにより、実務経験や公的資格を身につけた人材の育成・確保を促進する。

さらに、この雇用型訓練を受けた者が、訓練を修了するなど一定の要件に該当する場合には、訓練時間に応じて、Off-JT、OJTの賃金助成を行う。

## 事業スキーム



## 人材確保・定着

※1 ハローワーク以外の経路で新たに雇用された有期契約労働者等や正規雇用労働者のほか、既に雇用されている有期契約労働者等や正規雇用労働者も対象。

※2 人材開発支援助成金は、雇用形態によって活用できるコースが異なる。